

疑義解釈資料「入院中の他医療機関の受診について」

青森県薬剤師会 社保委員会

主担当理事 青柳 伸一

事務連絡平成22年4月30日 疑義解釈資料の送付について（その3）

の内容に下記のような文章があります。

----- 【他医療機関
の受診】

（問 23） 出来高病棟に入院中の患者が他医療機関を受診した際に、投薬が必要となった場合、当該他医療機関の受診時に使用する薬剤を除き、入院中の医療機関が処方することとなっているが、①薬事法上の取扱い等において処方を行う医療機関が限定されている医薬品等の処方については、どのように取り扱うのか。

（答） 処方は、原則として、入院中の医療機関が行うが、薬事法上の取扱い等において処方を行う医療機関が限定されている医薬品等、専門的な医師の診療の下で処方することが必要な薬剤については、当該他医療機関にて処方するか、他医療機関の処方せんに基づき薬局で調剤を行うものとする。この場合において、他医療機関又は薬局が処方又は調剤した薬剤に係る費用については、

- ・ 薬剤料については、入院中の医療機関が請求を行うこととし、その上で、入院中の医療機関は他医療機関又は薬局に対して合議でとりきめた費用を支払うこと。なお、患者の一部負担金について、入院中の医療機関において精算することとし、②他医療機関又は薬局において患者から徴収しないように留意すること。

- ・ 他医療機関における処方料又は処方せん料や薬局における調剤技術料については、それぞれ他医療機関又は薬局において請求すること。なお、入院中の医療機関において薬剤料の請求を行う場合には、診療報酬明細書において、他医療機関又は薬局で処方又は調剤された薬剤の最後に「〇他」と記載すること。また、他医療機関において処方料や処方せん料の請求を行う場合や薬局において調剤技術料の請求を行う場合には、③診療報酬明細書又は調剤報酬明細書の摘要欄にその投薬内容について記載すること。

表現がわかりにくい事から、薬剤師会、厚生局にも多くの質問がよせられているようです。

日本薬剤師会に確認させていただいた内容をご案内いたします。あくまで当初に想定された内容という事になりますので、ご了解ください。（つまり、今後 変わる可能性があるという意味です。）

- ・ ①について、厚生労働省と医科側との当初の調整では、リタリン、コンサータ、サレドカプセル、デュロテップMTパッチと限られた薬剤の処方を指していること
- ・ ②について薬剤料は全額入院先医療機関に請求となり、薬局の窓口では調剤基本料と調剤料（およびその加算）の一部負担金を徴収します。薬学管理料は算定できません。
- ・ ③について具体的な記載方法まで求められてはいませんので、あまり詳しく記載する必要はなく、算定した調剤料の根拠が把握できれば構わないものと思われま

す。尚、現時点では電子請求の対応が整備されていないため、当面は紙レセプトでの対応となります。